

群馬県適正化通信 NO.54

安全性評価事業（Gマーク）認定事業について

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関である公益社団法人全日本トラック協会では、平成15年7月から利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするための環境整備を図るため、事業者の安全性を正当に評価し、認定し、公表する「安全性優良事業所」認定制度をスタートさせ、平成24年12月21日現在では全国で18,119事業所が認定されています。群馬県においても354事業所が認定をされています。

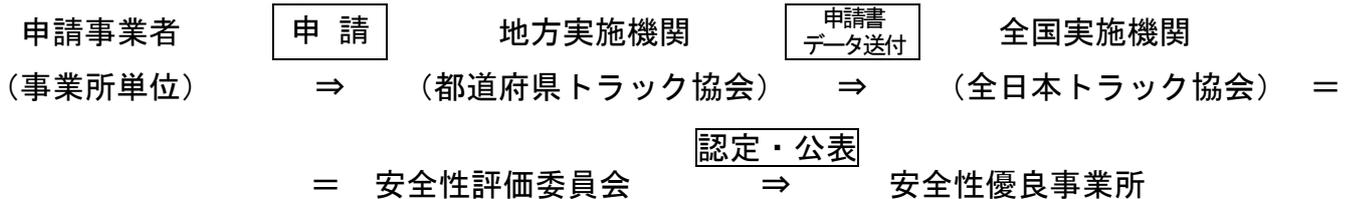
1. 安全性優良事業所認定数

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
認定事業所数	群馬県	16	44	65	86	127	164	220	271	314	354
	取得率				5.2%	7.5%	9.8%	13.1%	16.3%	19.1%	21.4%
	全国				8,205	9,712	11,276	13,136	15,217	17,083	18,119
	取得率				9.6%	11.3%	12.9%	15.2%	18.1%	20.3%	21.6%

参考：平成24年度関東地区取得率17.4%です。（群馬県は山梨県に次ぐ2番目に高い取得率です。）

又、全国の認定事業所一覧については、全日本トラック協会のホームページに各県別に掲載されています。

2. 安全性優良事業所認定制度概要



評価項目 ①安全性に対する法令の遵守状況

- ・ 地方実施機関の巡回指導結果
- ・ 運輸安全マネジメント取組状況

②事故や違反の状況

- ・ 重大事故・行政処分の状況

③安全性に対する取組の積極性

- ・ 申請者の自己申告事項

認定要件

- (1) 上記①～③の評価点数の合計点が80点以上
- (2) 上記①～③の各評価項目において下記の基準点数以上
 - 【基準点数】①安全性に対する法令の遵守状況（32点）
 - ②事故や違反の状況（21点）
 - ③安全性に対する取組の積極性（12点）
- (3) 法に基づく認可申請、届出、報告事項が適正になされていること
- (4) 社会保険等の加入が適正になされていること

- 群馬県適正化実施機関では、例年5月初旬にGマーク申請手続等の説明会を実施しています。25年度の詳細が決まりましたら開催のご案内を致しますので、取得希望事業所又は、25年度更新事業所についてはご参加下さるようお願い致します。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821